

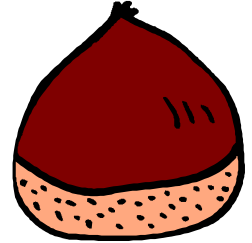
【高槻本部】〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090  
【大阪事務所】〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

E-mail [info@e3-partners.com](mailto:info@e3-partners.com) URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ こども手当 (田中)
- ・ その車両、キチンと管理できていますか? (本多)
- ・ 税制改正の動向

～民主党政策集より～ (森)



こども手当 (田中)

先の総選挙で民主党が勝利し政権交代がなされましたが、民主党がマニフェストで打ち出している「こども手当」に伴い所得税の計算も変更される見込みです。こども手当は一人あたり月額 26,000 円(初年度は 13,000 円)が中学生以下の子供のいる家庭に支給されます。制度導入に伴い配偶者控除と扶養控除が廃止されます。また、配偶者控除の廃止により年金受給者(老人)の増税になることを考慮して老年者控除が復活するようです。いずれも 2011 年以降に変更になる見込みです。

こども手当の恩恵を受けられない高校生以上の子供がいる家庭は増税になるかということそうではなく扶養控除のうち高校生・大学生を対象とする特定扶養控除と老人扶養控除は廃止されませんので増税とはならない見込みです。なお、子供のいない方(大学を卒業している子供がいる場合も含む)で妻は専業主婦という方にとっては増税となる見込みです。また、こども手当の導入により現在市区町村から支給されている児童手当(月額 1 万円又は 5,000 円)は廃止されるようです。

中学生以下の子供のいる方は無条件に月額 26,000 円もらえるので当初はなんとうれしいことかと思いましたが、よくよく内容を見てみると手取りとして 26,000 円は増えないということのようです。

その車両、キチンと管理できていますか? (本多)

業務に「車両」を使用されている会社さんは多々あると思いますが、その車両は社有車ですか? また最近中小企業でよく見られるのが、経費削減のため社有車を減らし従業員のマイカーを業務に使用しているケースです。

社有車であればたいてい保険に加入していると思いますが、うっかり更新できていない場合もあります。マイカーに至っては任意保険に加入していなかった、ということも十分考えられます。

従業員が社有車を使用中に万が一事故を起こした場合、運転していた従業員はもちろん、会社も“使用者責任”や“運行供用者責任”を問われ多額の損害賠償責任を負う場合があります。

では社有車を業務と関係なく無断で使用していた場合や盗難にあった場合、また会社の許可を得ることなくマイカーを業務使用している場合に事故が起きた場合はどうでしょうか?

この場合もやはり被害者保護の見地から会社が責任を問われる可能性は非常に高いです。

知らなかった、関係ない、忘れていたでは済まされないのです。そんなリスクを回避するためにもまずは以下のチェックから始めてみましょう。

- ・ 任意保険のチェック…加入しているか、更新されているか、保険金額は十分か。
- ・ 車検のチェック…きちんとうけているか。
- ・ ルールのチェック…鍵の管理は徹底しているか、車両規程はあるか。

自転車も時には危険な事故をまねきます。社有車・マイカー・自転車についてキチンと管理しておきましょう。車両規程の整備など詳細は弊社スタッフまでお問い合わせください。

民主党に政権が変わり、税制も大きく変わりそうです。

今回は、民主党政案集から主な税制改正の項目についてお知らせします。

いずれもまだ検討段階ですが、中小企業への減税と、個人の高額所得者への増税の方向です。

・法人税関係

法人税の減税

現在の軽減税率（800万以下部分）は18%

中小企業の法人税の税率軽減を11%にすることを検討

役員給与の一部損金不算入の見直し

現在、殊支配同族会社の役員報酬について、一部が損金不算入。規定の廃止を検討

・所得税関係

扶養控除や配偶者控除を廃止、子供手当を創設

所得控除から税額控除への切り替え

現在は税率が高い人ほど、税金の減少額が多くなる仕組み

税額控除になれば「一律いくら」で計算

年金課税の見直し

年金所得について控除額を引き上げ（最低保障 120万円→140万円）

過去に廃止した老年者控除（50万円）についても、復活を検討

住宅ローン減税

借入をせずに、自己資金で購入した場合でも税額控除を受けられる規定を検討

給与所得者に対する課税の見直し

高額所得者について給与所得控除の上限設定を検討

その他

更正の請求について請求期限の見直し

更正の請求（税額が減少する修正）について期間の延長を検討（現在は1年）

納税者番号制の導入

納税者全てに番号を付し、各人の正確な所得を把握出来るように導入を検討

「担税力」や「課税の公平」について十分な議論がなされていないものが見受けられます。

改正の動きや詳細は随時お伝えします。

また、今回の税制改正は事業経営にも大きく影響を与えそうです。

自社に関わることは？どう対応すれば良いのか？

イースリーパートナーズにご相談下さい。

**【京都事務所オープンのお知らせ】**

このたび京都事務所を開設しました。最寄駅は京都市営地下鉄烏丸線四條駅又は阪急京都線烏丸駅です。これを機に京都市内を中心としたエリアでの活動をこれまで以上に充実させて参りたいと考えておりますので、高槻事務所・大阪事務所ともども、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

・所在地 〒600-8095 京都市下京区東洞院通綾小路下ル扇酒屋 289 番地デ・リードビル 304 号

・TEL 075-354-8455

・FAX 075-354-8466